

業務の運営に関する規程

事業所名 渡辺運輸 株式会社

第1 求人

- 1 本所は、取扱職種の範囲等に関する限り、いかなる求人の申込みについてもこれを受理します。
ただし、その申込みの内容が法令に違反したり、賃金、労働時間等の労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不適当である場合には受理しません。
- 2 求人の申込みは、求人者又はその代理人が直接来所されて、所定の求人票によりおさい。直接来所できないときは、郵便、電話、ファクシミリ又は電子メールでも差し支えありません。
- 3 求人申込みの際には、業務内容、賃金、労働時間、その他の雇用条件をあらかじめ書面の交付、ファクシミリの利用又は電子メール等により明示して下さい。ただし、紹介の実施について緊急の必要があるため、あらかじめ書面の交付、ファクシミリ又は電子メール等による明示ができないときは、当該明示すべき事項をあらかじめこれらの方法以外の方法に明示して下さい。

第2 求職

- 1 本所は、取扱職種の範囲等に関する限り、いかなる求職の申込みについてもこれを受理します。
ただし、その申込みの内容が法令に違反する場合には受理しません。
- 2 求職申込は、本人が直接来所されて、所定の求職票によりお申込み下さい。
- 3 常に、日雇的又は臨時的な労働に従事することを希望される方は、本所に特別の登録をしておき、別に定める登録証の提示によって、求職申込みの手続きを省略致します。
- 4 (取扱職種の範囲等が、芸能家、家政婦(夫)、配膳人、調理士、モデル又はマネキンの場合) 求職受付の際には、受付手数料を別表の料金表に基づき申し受けます。一旦申し受けました手数料は、紹介の成否にかかわらずお返し致しません。

第3 紹介

- 1 求職者の方には、職業安定法第2条にも規定される職業選択の自由の趣旨を踏まえ、そのご希望と能力に応ずる職業に速やかに就くことができるよう極力お世話致します。
- 2 求人の方には、そのご希望に適合する求職者を極力お世話致します。

- 3 紹介に際しては、求職の方に、紹介において従事することとなる業務の内容、賃金、労働時間その他の雇用条件をあらかじめ書面の交付又は希望される場合には、ファクシミリの利用若しくは電子メール等により明示します。ただし、紹介の実施について緊急の必要があるため、あらかじめ書面の交付、ファクシミリの利用は電子メール等による明示ができないときは、あらかじめそれらの方法以外の方法により明示を行います。
- 4 求職の方を求人者に紹介する場合には、紹介状を発行しますから、その紹介状を持参して求人者へ行っていただきます。
- 5 いったん求人、求職の申込みを受けた以上、責任をもって紹介の労をとります。
- 6 本所は、労働争議に対する中立の立場をとるため、同盟罷業又は作業閉鎖の行われている間は、求人者に紹介を致しません。
- 7 就職が決定しましたら求人された方から別表の手数料に基づき、紹介手数料を申し受けます。

第4 その他

- 1 本所は、職業安定機関及びその他の職業紹介事業者等と連携を図りつつ、当該事業に係る求職者等からの苦情があった場合は、迅速、適切に対応いたします。
- 2 本所の行った職業紹介の結果については、求人者、求職者両方から本所に対して、その報告をして下さい。
また、本所の職業紹介により期間の定めのない労働条件を締結した求職者が就職から6ヶ月以内に離職(解雇された場合を除く。)したか否かについて、求人者から本所に対して報告をして下さい。
- 3 本所は、求人者又は求職者から知り得た個人的な情報は、個人情報適正管理規定に基づき適正に取り扱います。
- 4 本所は、求人者又は求職者に対し、その申込みの受理、面接、指導、紹介等の業務について、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として差別的な取扱いは一切致しません。
- 5 本所の取扱職種の範囲は、全国・全業種(若者雇用促進法第11条により公共職業安定所が求人不受理とする事ができる求人者に該当する旨の自己申告があった求人者からの学校卒業見込者等であることを条件とした求人は取り扱わない)です。
- 6 本所の業務の運営に関する規程は、以上のとおりであります。本所の業務はすべて職業安定法関係法令及び通達に基づいて運営されますので、ご不審の点は係員に詳しくお尋ね下さい。

2021年8月1日(日)